

さいたま市



住民税非課税世帯物価高支援給付金のご案内

支給の対象となる世帯

令和6年12月13日時点でさいたま市に住民登録があり、
世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯

※次のいずれかにあてはまる場合は給付金の対象となりません。

- ・世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている親族等の扶養を受けている世帯
- ・租税条約による免除の適用を受けた結果、住民税が非課税となった方がいる世帯
- ・他市区町村で既に同様の趣旨の給付金を受給している世帯

支給額

1世帯当たり**3万円**

支給時期

令和7年3月上旬から順次

※申請が必要な方は、審査があるため、市が受理してから1～2か月後が目安です。

支給手続き

対象となる世帯には、以下の書類のうち、いずれか1つが送付されます。

■支給決定通知書が送付された方（手続不要）

支給決定通知書に記載されている振込先に給付金が支給されます。

※世帯主がマイナンバーカードで公金受取口座を設定している場合は公金受取口座に支給されます。

公金受取口座を設定していない場合は、「令和5年度物価高騰対応重点支援給付金(7万円または10万円給付)」

または「令和6年度低所得者支援給付金(10万円給付)及び定額減税補足給付金」を受給した口座に支給されます
(世帯主本人名義で受給した場合に限ります。)

■給付金確認書が送付された方（返送必要）

給付金確認書に必要事項を記入して、添付書類とともにご提出いただくか、さいたま市電子申請・届出サービスからご提出ください。

《確認事項》

- ①印字された世帯主氏名等に誤りがないこと
- ②住民税の課税対象となる所得があるにもかかわらず、未申告である方が世帯の中にいないこと
- ③世帯全員が、住民税が課税されている親族等の扶養を受けている世帯ではないこと
- ④租税条約による免除の適用を受けた結果、住民税が非課税となった方がいる世帯ではないこと

※給付金申請書の提出が必要な方（申請必要）

世帯の状況によっては支給決定通知書、給付金確認書が送付されない場合があります。お手数ですがコールセンターにご連絡ください。申請書は市ホームページ、コールセンター、各区役所内の申請サポート窓口で取得できます。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにご提出ください。

申請期限は令和7年5月31日（土）です。（消印有効）

※窓口での受付は5月30日（金）までです。

「住民税非課税世帯物価高支援給付金」のお問合せ

住民税非課税世帯物価高支援給付金コールセンター

【(土・日曜日、祝・休日含む) 9時～17時】

電 話 0120-336-159 FAX 0120-994-954

住民税非課税世帯物価高支援給付金申請サポート窓口(各区役所内)

【2月10日(月)～5月30日(金)(土・日曜日、祝・休日除く) 9時～17時】

